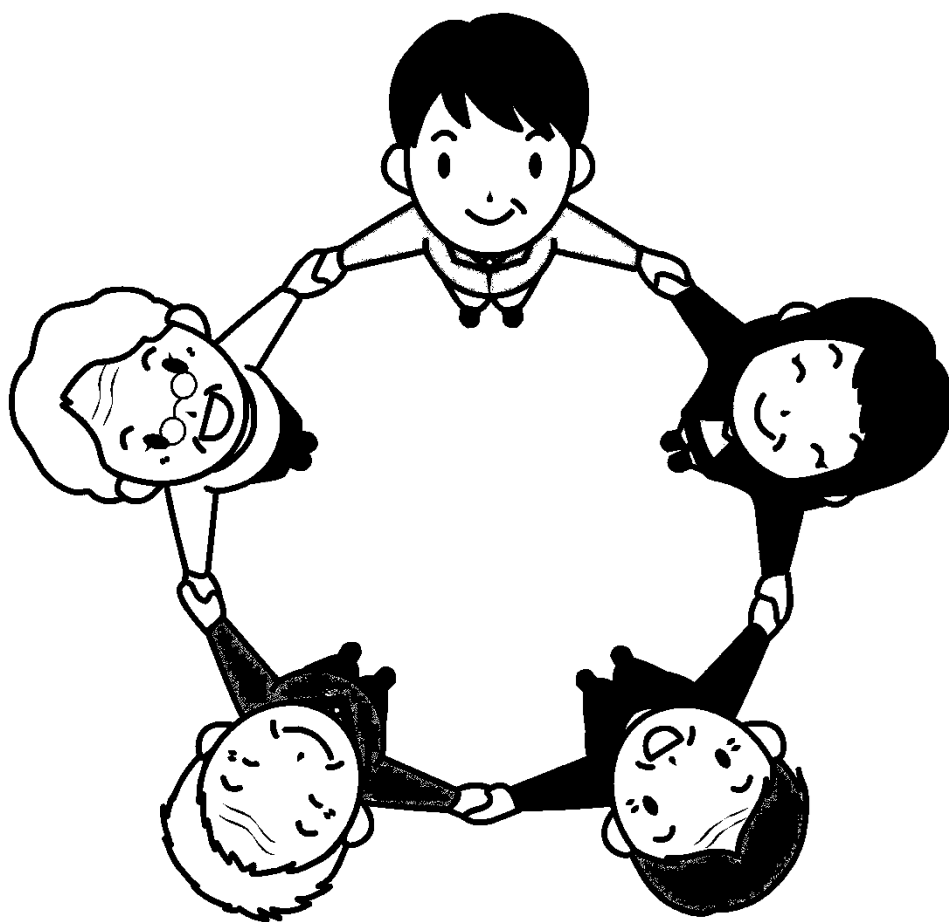


# 宇都宮市 高齢者等地域活動支援ポイント事業

～ご利用の手引き～



令和7年4月

宇都宮市  
宇都宮市社会福祉協議会（管理運営機関）

## はじめに

宇都宮市では、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍いただけるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいを応援する新しい仕組みとして、平成26年10月から「宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業」(以下「ポイント事業」という。)を始めました。

ポイント事業は、管理運営機関(宇都宮市社会福祉協議会)に事前に登録した団体やグループが取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に高齢者等が参加した場合、その実績に応じて交換可能なポイントがもらえる事業です。貯めたポイントは、翌年度に市の施設利用券や図書カードなどへの交換、ボランティア団体などへの寄附、介護保険料の納付(普通徴収の方のみ)に充てることができます。

この手引きは、ポイント事業に登録される団体・グループの代表者や、対象となる活動に参加される個人の皆さんに、「事業の流れ」や「手続きの方法」などについてご案内するための冊子となっています。この手引きを活用いただき、ポイント事業に参加してみませんか。

# 目次

○ はじめに	
○ 目次	1
○ 本編	
<b>【ポイント事業とは】</b>	
1. 事業の概要	2
2. 対象となる活動	
・ 地域貢献活動	2
・ 健康づくり活動	3
3. 事業参加の流れ	4
<b>【団体に関すること】</b>	
4. 活動登録申請	5
5. ポイントシールの管理	6
6. 活動の実績報告	6
7. 活動登録の更新	7
8. 活動登録の変更	7
9. 活動登録の取消	7
<b>【参加者個人に関すること】</b>	
10. ポイント台帳をもらう	8
11. ポイントを貯める	8
12. ポイントを交換する	9
○ Q & A 編	
1. 事業の概要	10～11
2. 地域貢献活動	12～13
3. 健康づくり活動	14～15
4. 活動登録申請	16～17
5. ポイントシール管理者	18
6. ポイント台帳	19
7. ポイント交換	20～21

# ポイント事業とは

## 1. 事業の概要

(Q&A 10~11ページ)

ポイント事業は、管理運営機関（宇都宮市社会福祉協議会）に事前に登録した団体やグループが取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に高齢者等が参加した場合、その実績に応じて交換可能なポイントがもらえる事業です。貯めたポイントは、翌年度に市の施設利用券や図書カードなどへの交換、ボランティア団体などへの寄附、介護保険料の納付（普通徴収の方のみ）に充てることができます。

付与されるポイントは、対象活動1回（1時間以上）につき1ポイント（100円相当）、1日の上限は2ポイント（2つの活動）、1年間の上限は50ポイントになります。そのほか、市が実施する介護予防事業でもポイントの付与を行いますので、詳しくは市の広報紙や各教室のチラシなどでお知らせします。

## 2. 対象となる活動

(Q&A 12~15ページ)

### 地域貢献活動

「地域貢献活動」とは、市民生活の向上・改善を目的とする活動やより良い地域社会づくりに資するために自主的に取り組む活動などのことです。

ポイント付与の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>60歳以上65歳未満の宇都宮市民</u>（※1）</li><li>・ <u>65歳以上の宇都宮市介護保険第1号被保険者</u></li></ul>
団体・グループの活動登録の要件 (ポイント付与の要件)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 1回の活動時間が1時間以上であること</li><li>② 概ね5人以上が参加する継続的な活動であること</li><li>③ 会員が事業への登録に賛同していること</li><li>④ ポイントシール管理者を指名できること</li><li>⑤ 宇都宮市内での活動であること</li></ul> <p>《注意》</p> <p>◎対象にならない活動◎</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市外での活動</li><li>・ 営利を目的とする活動</li><li>・ 政治・宗教活動</li><li>・ 公序良俗に反する活動</li><li>・ 共益性（構成員のための利益）の高い活動</li><li>・ 行政等からの委嘱や委託による活動</li><li>・ 公益法人等の活動（介護保険施設は除く）</li><li>・ 団体の総会、役員会、活動の事前打ち合わせや準備、研修会、親睦会、イベントへの参加</li></ul>
ポイント付与の対象となる活動例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護保険施設などでの支援活動</li><li>・ 清掃・美化活動・防犯パトロール活動 など</li></ul>

※1 「地域貢献活動」については、高齢化の進行を見据え、より早い段階から地域活動に参加いただけるよう、60歳以上の方も対象としています。

# 健康づくり活動

「健康づくり活動」とは、介護予防の自主グループ活動や市が実施する介護予防事業などのことです。

<p>ポイント付与の対象者</p>	<p><b>65歳以上の宇都宮市介護保険第1号被保険者</b></p>
<p>団体・グループの活動登録の要件 (ポイント付与の要件)</p>	<p>① 本市の介護予防事業（はつらつ教室など）から発展した自主グループ、あるいは介護予防を目的として活動する自主グループであり、概ね60歳以上の方で構成されたグループで、かつ過半数が65歳以上の高齢者であること</p> <p>② 地域包括支援センターの事前確認を受けていること(※1)</p> <p>③ 1回の活動時間が1時間以上であること</p> <p>④ 概ね5人以上が参加する継続的な活動であること (年間を通し、毎月1回以上活動していること)</p> <p>⑤ 会員が事業への登録に賛同していること</p> <p>⑥ ポイントシール管理者を指名できること</p> <p>⑦ 本市の日常生活圏域内（地域包括支援センターの担当地区内）に活動拠点があり、そこで活動していること</p> <p>⑧ 活動内容が生活機能の低下予防（介護予防）につながるような運動（ストレッチ運動など体を動かすもの）を含むメニューを行っていること</p> <p>⑨ 宇都宮市内での活動であること</p> <p>《注意》</p> <p>◎対象にならない活動◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 趣味、教養のための活動</li> <li>・ 大会、発表のための練習</li> <li>・ 特定のスポーツのみを行う活動</li> <li>・ 団体の総会、役員会、活動の事前打ち合わせや準備、研修会、親睦会、イベントへの参加</li> <li>・ 市外での活動</li> </ul>
<p>ポイント付与の対象となる活動例</p>	<p>・ 介護予防の自主グループ活動                      など(※2)</p>

※1 「健康づくり活動」として活動登録申請を行う場合は、はじめに、活動拠点の地区を担当する地域包括支援センターに活動登録申請に必要な書類を提出し、事前確認を受けていただく必要があります。地域包括支援センターの担当地区については、15ページの「お住まいの地区を担当する地域包括支援センター」を参考にしてください。

※2 市が実施する介護予防事業（介護予防教室や介護予防講演会など）に参加した場合も、ポイントの付与を行います。詳しくは市の広報紙や各教室のチラシなどでお知らせします。

# ポイント事業とは

## 3. 事業参加の流れ

(Q & A 11ページ)

団体・グループが行うこと

① 管理運営機関に  
活動登録について相談する  
【1. 事業の概要】(2ページ)  
【2. 対象となる活動】(2・3ページ)

② 管理運営機関に  
活動登録申請を行う  
【4. 活動登録申請】(5ページ)

ポイントシール管理者が行うこと

③ ポイント台帳を会員に配布する  
【5. ポイントシールの管理】(6ページ)

④ ポイントシールを  
活動参加者に配布する  
【5. ポイントシールの管理】(6ページ)

⑤ 活動の実績報告を行う  
(前期分:10月 後期分:4月)  
【6. 活動の実績報告】(6ページ)

⑥ 次年度の活動登録を更新する  
【7. 活動登録の更新】(7ページ)

参加者個人が行うこと

① 事業への登録に賛同する

※ 団体やグループに所属していない方がポイント事業への参加を希望される場合は、登録団体を紹介しますので、ポイント事業受付窓口(5ページ)まで直接お問い合わせください。

② ポイントシール管理者から  
ポイント台帳をもらう  
【10. ポイント台帳をもらう】(8ページ)

③ 活動に参加して  
ポイントシールを貯める  
【11. ポイントを貯める】(8ページ)

④ 翌年度にポイントを交換する  
【12. ポイントを交換する】(9ページ)

## 団体に関すること

### 4. 活動登録申請

(Q&A 16～17ページ)

ポイント事業に参加するためには、ポイント事業への参加を希望する団体やグループの代表者が、管理運営機関に「活動登録申請」を行います。なお、「活動登録申請」に必要な書類は、ボランティアセンターで配布しているほか、ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。

申請者	ポイント事業への参加を希望する団体やグループの <u>代表者</u>
申請書類	① ポイント事業活動登録申請書 ② 団体の会員名簿（氏名、住所、生年月日を記入してください） ③ 活動の状況がわかるもの（会則、チラシなど） ※ ④ 前年度の活動実績（実績のある団体のみ） ※ ⑤ 今年度の活動計画 ※ ⑥ 連絡先・新規会員受入状況調査票（任意） ※ 提出書類のうち、③、④、⑤については、活動内容をまとめたもの（総会資料など）でも結構です。
申請先 （ポイント事業受付窓口）	管理運営機関：宇都宮市社会福祉協議会 〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15 市総合福祉センター8階 ボランティアセンター内 ポイント事業受付窓口 電話：028-614-8011 FAX：028-614-8012 受付時間：午前9時00分～午後5時00分 （祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日）
申請方法	上記申請先に持参または郵送で提出してください。

- ◎ 「健康づくり活動」として活動登録申請を行う場合は、はじめに、活動拠点の地区を担当する地域包括支援センターに活動登録申請に必要な書類を提出し、事前確認を受けていただく必要があります。
- ◎ 管理運営機関での審査後、代表者に登録承認の可否を通知します。（以下、管理運営機関に活動登録の承認を受けた団体を「登録団体」という。）
- ◎ 登録承認後、「ポイントシール管理者」にポイントシールの交付申請を行っていただくことにより、ポイントシール及びポイント台帳をお渡しします。

#### ボランティアセンターへの団体登録について

ポイント事業のポイント交換先のひとつに、ボランティアセンター登録団体への「寄附」があります。ポイント事業の登録団体がボランティアセンターに「ボランティア団体」として登録する場合、「寄附」の受入れを希望することができます。

ボランティアセンターへの登録や「寄附」の受入れについては、ポイント事業活動登録申請書に「ボランティアセンターの登録」欄を設けていますので、必要に応じてご希望の有無を記入してください。後日、それぞれの手続きに必要な書類を送付します。

なお、「ボランティア団体」として登録できるのは「地域貢献活動」で、ポイント事業へ登録している団体のみです。

## 団体に関すること

### 5. ポイントシールの管理

(Q&A 18ページ)

ポイントシールの管理は、活動登録申請時に指名された「ポイントシール管理者」が行うこととなります。なお、「ポイントシール管理者」の役割は、次のとおりです。

#### ポイントシール管理者の役割

- ① ポイント台帳及びポイントシールの交付申請を行う。
- ② ポイント台帳及びポイントシールを活動参加者に配布する。 ※
- ③ ポイントシールの配布状況を記録し、定期的の実績報告する。
- ④ ポイントシールが不足した場合に交付申請をする。
- ⑤ 日常的にポイントシールを保管する。
- ⑥ ポイントシールを紛失したり、汚したり、破損した場合に報告する。

※ ポイントの付与（ポイント台帳へのポイントシールの貼付と日付の記入）は、原則として毎回の活動終了時に、参加者の活動実績に応じて行うこととなります。なお、ポイントシール管理者が欠席のときは、あらかじめ代理者を定めておき、活動当日にポイントを付与してください。

#### ポイント付与のルール

- ポイントシール1枚=1ポイント（100円相当）  
※ ポイントは、付与された本人のみ有効です。なお、他者への譲渡は行えません。
- 対象活動1回（1時間以上）につき1ポイント  
※ 1回あたり1時間以上の活動が対象となるため、活動時間が1時間に満たない場合は対象外、2時間以上の場合でも1回1ポイントになります。
- 1日で2ポイント（2つの活動）まで・1年間で50ポイントまで  
※ 上限を超えたポイントは無効になりますのでご注意ください。また、ポイントの付与は年度単位（4月1日～翌年の3月31日）になりますので、異なる年度のポイントは合算できません。

### 6. 活動の実績報告

(Q&A 18ページ)

ポイントシール管理者は、ポイントシールの配布状況などについて、報告月の前6か月分の実績をまとめて、管理運営機関に報告を行います。

報告者	登録団体のポイントシール管理者
提出書類	① ポイントシール配布状況報告書 ② 活動内容報告書 ※ ③ 活動報告書 ④ ポイントシール配布実績報告書 ※ 提出書類のうち、②については、会報やチラシなど、活動の状況がわかるものを添付してください。
提出時期	① 前期（4月～9月）の報告：10月初旬 ② 後期（10月～翌年の3月）の報告：4月初旬 ※ 各報告月の10日を目安に提出していただくこととなります。



## 7. 活動登録の更新

(Q&A 16ページ)

活動登録の更新は、年度単位（4月1日～翌年の3月31日）で行います。翌年度も引き続き登録団体として活動を希望する場合は、登録団体の代表者が翌年度の活動計画などを管理運営機関に報告を行い、更新の手続きを行うこととなります。

報告者	登録団体の <u>代表者</u>
提出書類	○ 翌年度の活動計画 など ・ 更新に必要な書類については、毎年度末頃にお知らせします。 ・ 活動登録を辞退される場合は、ポイント事業受付窓口（5ページ）にご連絡ください。（登録していた期間に貯めたポイントは有効です。）
提出時期	3月中旬

## 8. 活動登録の変更

(Q&A 17ページ)

活動登録の内容に変更があった場合、その都度、管理運営機関に届出が必要となります。なお、届出が必要となる内容や書類については、次のとおりです。

変更内容	提出書類
活動内容（時間・場所など）	活動内容（追加・変更）届
代表者 または ポイントシール管理者	活動登録（代表者・ポイントシール管理者）変更届
会員の追加または退会	① 追加、退会になった方の会員名簿 ② 変更後の会員名簿（全員分）

※ ポイント台帳やポイントシールが不足する場合は、ポイント台帳やポイントシールの交付も併せて申請してください。

## 9. 活動登録の取消

(Q&A 18ページ)

登録団体に次の行為が認められた場合は、活動登録の取消及び参加者のポイント失効、交換品の返還請求を行う場合がありますので、ご注意ください。

- 活動内容が届け出た活動と違うとき
- 本来の目的から逸脱した行為をしたとき
- 公序良俗に反する行為があると認められるまたはそのおそれがあるとき
- ポイント付与、または交換の際に不正があったとき

※ 管理運営機関が状況確認に伺うことがあります。

# 参加者個人に関すること

ポイントシール管理者から  
ポイント台帳をもらう →10.

活動に参加して  
ポイントを貯める →11.

翌年度に  
ポイントを交換する →12.

## 10. ポイント台帳をもらう

Q&A 19ページ)

「ポイント台帳」は、活動実績に応じて配布されるポイントシールなどを貯めるためのもので、ポイント管理者から受取ります。「ポイント台帳」は、原則として1年度1人1冊になりますので、複数持つことがないように、ご注意ください。

### こんな時はどうするの？

#### ポイント台帳を失くしたとき

失くした本人またはポイントシール管理者が管理運営機関に再交付の申請を行います。

なお、失くしてしまったポイント台帳に貼付されたポイントは失効します。

#### ポイント台帳が汚れたり破れたりしたとき

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご使用ください。

使用できない状態になってしまった場合は管理運営機関にご相談ください。

#### ポイント台帳を複数持っているとき

失くしたポイント台帳が見つかるなどしてポイント台帳を複数持ってしまった場合は、同じ年度のポイントに限り合算することができますので、ポイント交換申請時にすべての台帳を提出してください。

## 11. ポイントを貯める

(Q&A 11ページ)

登録団体の活動に参加すると、ポイントシール管理者から活動実績に応じた「ポイント」が付与されます。「ポイント」は、活動終了時に、ポイントシール管理者がポイント台帳にポイントシールを貼付し、日付を記入することによって有効になりますので、活動に参加するときは、「ポイント台帳」を忘れずに持っていきましょう。

### ポイント付与のルール

#### ○ ポイントシール1枚=1ポイント(100円相当)

※ ポイントは、付与された本人のみ有効です。なお、他者への譲渡は行えません。

#### ○ 対象活動1回(1時間以上)につき1ポイント

※ 1回あたり1時間以上の活動が対象となるため、活動時間が1時間に満たない場合は対象外、2時間以上の場合でも1回1ポイントになります。

#### ○ 1日で2ポイント(2つの活動)まで・1年間で50ポイントまで

※ 上限を超えたポイントは無効になりますのでご注意ください。また、ポイントの付与は年度単位(4月1日～翌年の3月31日)になりますので、異なる年度のポイントは合算できません。

## 12. ポイントを交換する

(Q&A 20~21ページ)

貯めたポイントを交換するためには、活動を行った本人が、年度単位（4月1日～翌年の3月31日）で、管理運営機関に「ポイント交換申請」を行います。なお、「ポイント交換申請」に必要となる書類や交換先の一覧（「ポイント交換のご案内」）は、ボランティアセンターで配布しているほか、ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。

申請者	活動を行った本人 ※ ポイント交換申請時（管理運営機関で受付けた日）において、宇都宮市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）または宇都宮市民（60歳以上65歳未満の方）であることが要件になりますのでご注意ください。
申請書類	① ポイント交換申請書 ② 活動した年度のポイント台帳 ※ 「介護保険料（普通徴収で納付書払いの方のみ）」に交換を希望される場合は、介護保険料の納付書を併せてご提出ください。
申請方法	管理運営機関に持参または郵送で提出してください。
申請期間	活動した年度の翌年度及び翌々年度の4月1日～9月30日 ※ ポイント交換は、申請期間内に1回のみです。ポイントが残ってしまった場合でも、再度申請することはできません。
交換内容	○ 市の施設利用券（茂原健康交流センター、ろまんちっく村など） ○ 活動奨励物品（図書カード、Q.U.Oカードなど） ○ ボランティア団体などへの寄附 ○ 介護保険料（普通徴収で納付書払いの方のみ） ※ 交換品は後日、簡易書留にて申請者へ直接送付します。 ※ 詳しい交換内容については「 <u>ポイント交換のご案内</u> 」をご覧ください。 ※ 交換内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。 ※ 介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で介護保険料に滞納がある場合は、希望する交換先にかかわらず、介護保険料にポイント交換します。

**「介護保険被保険者番号」を必ず記入してください**

- ◎ ポイントの交換にあたっては、宇都宮市介護保険第1号被保険者であることや介護保険料が完納されていることを確認するため、65歳以上の方は「介護保険被保険者番号」を申請書に記入していただく必要があります。なお、65歳未満の方は、氏名及び住所、生年月日により住民登録の有無を確認します。

# Q & A

## 1. 事業の概要

問1-1 ポイント事業はどのような事業ですか？【はじめに】

ポイント事業は、管理運営機関（宇都宮市社会福祉協議会）に事前に登録した団体やグループが取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に高齢者等が参加した場合、その実績に応じて交換可能なポイントがもらえる事業です。貯めたポイントは、翌年度に市の施設利用券や図書カードなどへの交換、ボランティア団体などへの寄附、介護保険料の納付（普通徴収の方のみ）に充てることができます。

問1-2 ポイント事業のねらいは？【はじめに】

ポイント事業は、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍いただけるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進することを目的としています。

問1-3 どのような活動が対象になりますか？【2・3ページ】

高齢者等が参加する介護保険施設などでの支援活動、地域での清掃・美化活動、防犯パトロール活動などの「地域貢献活動」や、介護予防の自主グループ活動や市が実施する介護予防事業などの「健康づくり活動」が対象になります。詳しくは2ページの「地域貢献活動」及び3ページの「健康づくり活動」をご覧ください。

問1-4 活動に参加する対象者にはどのような条件がありますか？【2・3ページ】

活動の種類によって、対象者を次のように定めています。

活動の種類	対象者
地域貢献活動	・ 60歳以上65歳未満の宇都宮市民 ・ 65歳以上の宇都宮市介護保険第1号被保険者
健康づくり活動	・ 65歳以上の宇都宮市介護保険第1号被保険者

問1-5 地域貢献活動が60歳から対象となるのはなぜですか？【2ページ】

「地域貢献活動」については、高齢化の進行を見据え、より早い段階から地域活動に参加いただけるよう、60歳以上の方も対象としています。

問1-6 ポイント事業に参加するには、どうしたら良いですか？【4ページ】

ポイント事業に参加するためには、ポイント事業への参加を希望する団体やグループの代表者が、管理運営機関に活動登録申請を行います。また、団体やグループに所属していない方がポイント事業への参加を希望される場合は、登録団体を紹介しますので、ポイント事業受付窓口まで直接お問い合わせください。

そのほか、市が実施する介護予防教室などでもポイントの付与を行いますので、詳しくは市の広報紙や各教室のチラシなどでお知らせします。

問1-7 団体やグループに所属していませんが、登録団体の活動に参加するには、どうしたら良いですか？

登録団体に所属していない方がポイント事業への参加を希望する場合は、登録団体を紹介します。登録団体によって受入れ状況は異なりますので、詳しくはポイント事業受付窓口まで直接お問い合わせください。

問1-8 参加者はポイントをいくつ付与されますか？  
また、ポイントの上限はありますか？【8ページ】

対象活動1回（1時間以上）につき1ポイント（100円相当）、1日の上限は2ポイント（2つの活動）、1年間の上限は50ポイントになります。ただし、市が実施する介護予防事業（介護予防教室や介護予防講演会など）のポイントについては、別に設定しますので、市の広報紙や各教室のチラシなどでご確認ください。

### ポイント付与のルール

- ポイントシール1枚=1ポイント（100円相当）  
※ ポイントは、付与された本人のみ有効です。なお、他者への譲渡は行えません。
- 対象活動1回（1時間以上）につき1ポイント  
※ 1回あたり1時間以上の活動が対象となるため、活動時間が1時間に満たない場合は対象外、2時間以上の場合でも1回1ポイントになります。
- 1日で2ポイント（2つの活動）まで・1年間で50ポイントまで  
※ 上限を超えたポイントは無効になりますのでご注意ください。また、ポイントの付与は年度単位（4月1日～翌年の3月31日）になりますので、異なる年度のポイントは合算できません。

問1-9 1ポイントは、ポイント交換時にいくらに換算されますか？【8ページ】

1ポイントは、ポイント交換時に100円相当に換算します。

問1-10 宇都宮市まちづくり活動応援事業との併用は可能でしょうか？

同じ活動に対し、宇都宮市まちづくり活動応援事業と本事業の両方でポイント取得はできません。

### ポイント付与の対象活動について

「地域貢献活動」は市民や地域に直接関わる活動を、「健康づくり活動」は生活機能の低下予防（介護予防）につながるような運動が含まれている活動をそれぞれ対象としていますので、団体の総会、役員会、活動の事前打ち合わせや準備、研修会、親睦会、イベントへの参加などはポイント付与の対象になりません。

## 2. 地域貢献活動

### 問2-1 地域貢献活動とは、どのような活動ですか？【2ページ】

「地域貢献活動」とは、市民生活の向上・改善を目的とする活動やより良い地域社会づくりに資するために自主的に取り組む活動などを指します。このため、営利を目的とする活動や政治、宗教活動及び公序良俗に反する活動などは除かれます。

### 問2-2 地域貢献活動の登録要件は？【2ページ】

地域貢献活動の登録要件は、次のとおりです。

- ① 1回の活動時間が1時間以上であること
- ② 概ね5人以上が参加する継続的な活動であること
- ③ 会員が事業への登録に賛同していること
- ④ ポイントシール管理者を指名できること
- ⑤ 宇都宮市内での活動であること

### 問2-3 個人で行う活動は、ポイント事業の対象活動になりますか？【2ページ】

ポイント事業については、高齢者の皆さんが仲間と一緒に楽しみながら活動していただけるよう、団体やグループとして行う「地域貢献活動」を対象としているため、個人で行う活動は対象としていません。団体やグループに所属していない方がポイント事業への参加を希望される場合は、登録団体を紹介しますので、ポイント事業受付窓口まで直接お問い合わせください。

### 問2-4 犬の散歩をするとき、自主的に地域の見回りをしていますが、ポイント事業の対象活動になりますか？【2ページ】

団体やグループとして行う1時間以上の活動で、活動内容や実績などが確認できるものであれば対象になります。活動登録の承認にあたっては、必要に応じ活動状況や活動内容を確認した上で登録の可否を決定することになりますので、詳しくはポイント事業受付窓口まで直接お問い合わせください。

### 問2-5 介護保険施設で支援活動をしていますが、ポイント事業に参加するにはどうしたら良いでしょうか？【2ページ】

介護保険施設での支援活動については、介護保険施設がポイント事業対象施設として事前に登録していることが必要になります。なお、団体やグループとして、介護保険施設での支援活動を行っている場合は、管理運営機関に登録することで、ポイント事業に参加することができます。

※ 活動登録には一定の要件を満たしていることが条件になります。詳しくは2ページの「地域貢献活動」をご覧ください。

### 問2-6 市外の施設や団体での活動は対象になりますか？【2ページ】

活動登録の対象は、宇都宮市内で行う活動に限ります。

問2-7 市内と市外在住者が混在する団体やグループの活動は対象になりますか？【2ページ】

活動登録の対象になりますが、ポイントが付与されるのは宇都宮市民に限りますのでご注意ください。

問2-8 60歳未満の会員がいる団体やグループの活動は対象になりますか？【2ページ】

活動登録の対象になりますが、ポイントが付与されるのは60歳以上の方に限りますのでご注意ください。

問2-9 地域貢献活動として毎日30分を行っている活動や、朝・昼・夜それぞれ20分ずつ行っている活動は対象になりますか？【8ページ】

1回あたり1時間以上の活動を対象としており、時間の通算は行わないため、1回の活動時間が1時間に満たない場合は対象になりません。また、活動時間が2時間以上の場合でも1回1ポイントになります。

問2-10 営利を目的とする活動とは、どのような活動ですか？【2ページ】

営利を目的とする活動とは、収益が社会（地域）貢献活動の推進や団体の運営向上のために使われず、会員などの個人に配分されている活動です。会費や補助金、寄附金などについては、団体の活動費に充てられていれば考慮しません。

問2-11 共益性の高い活動とは、どのような活動ですか？【2ページ】

共益性の高い活動とは、特定の範囲内のみでの活動や会員同士の相互扶助活動が主な目的の活動です。自治会や老人クラブなどの地縁組織や各種同好会、同窓会、趣味の団体などの活動もこれに含まれます。ただし、主に共益性の高い活動をしている団体でも、団体本来の活動以外に地域貢献活動を行っている場合は、活動登録の対象になります。

問2-12 地域貢献活動を行う際に、加入できる補償制度や保険はありますか？

地域貢献活動は、「宇都宮市市民ボランティア活動補償制度」や「ボランティア活動保険」の対象になります。

#### ● 宇都宮市市民ボランティア活動補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動を行えるよう、市が保険料を負担して、万が一の事故に備える補償制度です。宇都宮市が一括して加入していますので、個人やグループでの加入申し込みは不要です。

問合せ先：宇都宮市 みんなでまちづくり課（632-2886）

#### ● ボランティア活動保険

ポイント事業とは別に、団体やグループが安心して活動ができるようにボランティアセンターで加入の案内をしているものです。加入する場合はボランティアセンターで加入手続きが必要です。

※ 加入する場合はボランティアセンターの登録が必要になります。詳しくは5ページの「ボランティア団体登録」をご覧ください。

問合せ先：ボランティアセンター（636-1285）

※ 補償内容などは各パンフレットをお読みいただき、ご不明な点は各問合せ先にご連絡ください。

## 3. 健康づくり活動

問3-1 健康づくり活動とは、どのような活動ですか？【3ページ】

「健康づくり活動」とは、介護予防の自主グループ活動や、市が実施する介護予防事業（介護予防講演会、介護予防教室など）などのことです。

問3-2 健康づくり活動の登録要件は？【3ページ】

健康づくり活動の登録要件は、次のとおりです。

- ① 本市の介護予防事業（はつらつ教室など）から発展した自主グループ、あるいは介護予防を目的として活動する自主グループであり、概ね60歳以上の方で構成されたグループで、かつ過半数が65歳以上の高齢者であること
- ② 地域包括支援センターの事前確認を受けていること
- ③ 1回の活動時間が1時間以上であること
- ④ 概ね5人以上が参加する継続的な活動であること  
（年間を通し、毎月1回以上活動していること）
- ⑤ 会員が事業への登録に賛同していること
- ⑥ ポイントシール管理者を指名できること
- ⑦ 本市の日常生活圏域内（地域包括支援センターの担当地区内）に活動拠点があり、そこで活動していること
- ⑧ 活動内容が生活機能の低下予防（介護予防）につながるような運動（ストレッチ運動など体を動かすもの）を含むメニューを行っていること
- ⑨ 宇都宮市内での活動であること

問3-3 介護予防の自主グループ活動として登録申請を行いたいのですが、どこの地域包括支援センターで事前確認を受ければ良いですか？【3ページ】

活動拠点の地区を担当する地域包括支援センターに活動登録申請に必要な書類を提出し、事前確認を受けていただきます。地域包括支援センターの担当地区については、15ページの「地域包括支援センター（一覧）」を参考にしてください。

問3-4 グループに所属しておらず、個人的に介護予防活動をしています、ポイント事業の対象になりますか？【3ページ】

ポイント事業については、高齢者の皆さんが仲間と一緒に楽しみながら活動していただけるよう、団体やグループとして行う「健康づくり活動」を対象としているため、個人で行う活動は対象としていません。

問3-5 市の介護予防事業に参加したときは、どのようにしてポイントが付与されますか？【3ページ】

市が実施する介護予防教室や介護予防講演会などに参加した場合は、ポイントシールまたはポイントカードによりポイントの付与を行います。ポイント付与の方法は事業によって異なりますので、市の広報紙や各教室のチラシなどでご確認ください。



問3-6 地域包括支援センターとはどのようなところですか？【3ページ】

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行う中核機関として、市内25か所の地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センター（一覧）

名称	担当地区	住所	電話番号
御本丸	中央・築瀬・城東	宇都宮市中央1-5-12 見木ビル1階	651-4777
ようなん	陽南・宮の原・西原	宇都宮市陽南4-6-34	658-2125
きよすみ	昭和・戸祭	宇都宮市星が丘1-7-8	622-2243
今泉・陽北	今泉・錦・東	宇都宮市今泉3-13-1 喜多川マンション1階	616-1780
さくら西	西・桜	宇都宮市西2-1-7	610-7370
鬼怒	御幸・御幸ヶ原・平石	宇都宮市御幸町77 森崎ビル	683-2230
清原	清原	宇都宮市鑑山町1983	667-8222
瑞穂野	瑞穂野	宇都宮市上桑島町1476-2	656-9677
峰・泉が丘	峰・泉が丘	宇都宮市東今泉2-1-1	613-5500
石井・陽東	石井・陽東	宇都宮市石井町2580-1	660-1414
よこかわ	横川	宇都宮市屋板町578-504	657-7234
雀宮	雀宮（東部）	宇都宮市南高砂町11-17	655-7080
雀宮・五代若松原	雀宮（西部）・五代若松原	宇都宮市針ヶ谷町655	688-3371
緑が丘・陽光	緑が丘・陽光	宇都宮市双葉1-13-56	684-3328
砥上	姿川（北部）・富士見・明保	宇都宮市砥上町54-1	647-3294
姿川南部	姿川（南部）	宇都宮市幕田町1456-1	654-2281
くにもと	国本	宇都宮市宝木本町2141	666-2211
細谷・宝木	細谷・上戸祭・宝木	宇都宮市細谷町486-7	902-4170
富屋・篠井	富屋・篠井	宇都宮市徳次郎町65-8	665-7772
城山	城山	宇都宮市田野町666-2	652-8124
豊郷	豊郷	宇都宮市川俣町900-2	616-1237
かわち	古里中学校区	宇都宮市白沢町771	673-8941
田原	田原中学校区	宇都宮市上田原町346-18	672-4811
奈坪	河内中学校区	宇都宮市下岡本町1987-1	671-2202
上河内	上河内	宇都宮市中里町218-1	674-7222

## 4. 活動登録申請

問4-1 活動登録には、どのような手続きが必要ですか？【5ページ】

ポイント事業に参加するためには、ポイント事業への参加を希望する団体やグループの代表者が、管理運営機関に「活動登録申請」を行います。その後、管理運営機関（宇都宮市社会福祉協議会）での審査後、登録承認の可否を通知します。

登録承認後、「ポイントシール管理者」にポイントシールの交付申請を行っていただくことにより、ポイントシール及びポイント台帳をお渡しします。

※ 「健康づくり活動」として活動登録申請を行う場合は、はじめに、活動拠点の地区を担当する地域包括支援センターに活動登録申請に必要な書類を提出し、事前確認を受けていただく必要があります。

問4-2 活動登録申請の際に、必要なものはありますか？【5ページ】

申請に必要なものは次のとおりです。なお、「活動登録申請」に必要な書類は、ボランティアセンターで配布しているほか、ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。

- ① ポイント事業活動登録申請書
- ② 団体の会員名簿（氏名、住所、生年月日を記入してください）
- ③ 活動の状況がわかるもの（会則、チラシなど） ※
- ④ 前年度の活動実績（実績のある団体のみ） ※
- ⑤ 今年度の活動計画 ※
- ⑥ 連絡先・新規会員受入状況調査票（任意）

※ 申請書類のうち、③、④、⑤については、活動内容をまとめたもの（総会資料など）でも結構です。

問4-3 地域貢献活動や介護予防活動であれば、活動登録が認定されますか？  
【2・3ページ】

団体・グループの活動登録の要件については、2ページの「地域貢献活動」及び3ページの「健康づくり活動」に記載のとおりですが、活動登録の承認にあたっては、必要に応じ活動状況や活動内容を確認した上で可否を決定することになりますので、詳しくはポイント事業受付窓口まで直接お問い合わせください。

問4-4 活動登録の期間はいつまでですか？  
また、活動登録の更新は、どうしたら良いですか？【7ページ】

活動登録の更新は、年度単位（4月1日～翌年の3月31日）で行います。翌年度も引き続き登録団体として活動を希望する場合は、登録団体の代表者が翌年度の活動計画などを管理運営機関に報告を行います。なお、更新に必要な書類については、毎年度末頃にお知らせします。

※ 登録認定日以前の活動はポイント付与の対象になりませんので、ご注意ください。

問4-5 認定された場合、活動団体のチラシに「高齢者等地域活動支援ポイント事業対象活動」と明示してよいでしょうか？

事業の周知にもつながりますので、ご活用ください。

問4-6 活動登録を不承認とされましたが、納得できない場合は再検討してもらうことはできますか？【5ページ】

ポイント事業への活動登録の不承認の理由や、承認のために必要となる事項について、詳しくお知りになりたい場合は、ポイント事業受付窓口まで直接お問い合わせください。

問4-7 活動内容が増えた場合や、団体の人数が増えた場合、登録変更が必要ですか？【7ページ】

活動登録の内容に変更があった場合、その都度、管理運営機関に届出が必要になります。なお、届出が必要となる内容や書類については、次のとおりです。

変更内容	提出書類
活動内容（時間・場所など）	活動内容（追加・変更）届
代表者 または ポイントシール管理者	活動登録（代表者・ポイントシール管理者）変更届
会員の追加または退会	①追加、退会になった方の会員名簿 ②変更後の会員名簿（全員分）

※ ポイント台帳やポイントシールが不足する場合は、ポイント台帳やポイントシールの交付も併せて申請してください。

#### ボランティアセンターへの団体登録について

ポイント事業のポイント交換先のひとつに、ボランティアセンター登録団体への「寄附」があります。ポイント事業の登録団体がボランティアセンターに「ボランティア団体」として登録する場合、「寄附」の受入れを希望することができます。

ボランティアセンターへの登録や「寄附」の受入れについては、ポイント事業活動登録申請書に「ボランティアセンターの登録」欄を設けていますので、必要に応じてご希望の有無を記入してください。後日、それぞれの手続きに必要な書類を送付します。

なお、「ボランティア団体」として登録できるのは「地域貢献活動」で、ポイント事業へ登録している団体のみです。

## Q & A

### 5.ポイントシール管理者

問5-1 ポイントシール管理者になるための条件はありますか？【6ページ】

登録団体に所属している方で、活動状況を把握することができ、責任を持ってポイントシールを管理できる方であれば、年齢を問わずどなたでもなることができます。

問5-2 ポイントシール管理者の役割は？【6ページ】

ポイントシール管理者の役割については、次のとおりです。

- ① ポイント台帳及びポイントシールの交付申請をする。
- ② ポイント台帳及びポイントシールを参加者に配布する。
- ③ ポイントシールの配布状況を記録し、定期的の実績報告する。
- ④ ポイントシールが不足した場合に交付申請をする。
- ⑤ 日常的にポイントシールを保管する。
- ⑥ ポイントシールを紛失したり、汚したり、破損した場合に報告する。

問5-3 ポイントシール管理者の役割として、「定期的の実績報告をする」とありますが、具体的にどのような手続きが必要ですか？【6ページ】

ポイントシールの配布状況などについて、前期分（4～9月分）を10月初旬に、後期分（10～翌年の3月分）を4月初旬に、それぞれ6か月分の実績をまとめ、管理運営機関に報告を行います。なお、詳しい手続きの方法については、適宜、活動団体の代表者などを通じてお渡しする予定です。

問5-4 ポイントシール管理者に任期はありますか？【7ページ】

任期の定めはありませんが、ポイントシール管理者を交代する場合は「変更届」を管理運営機関に提出してください。

問5-5 ポイントシール管理者がポイントシールを紛失した場合は、何か罰則はありますか？【7ページ】

紛失した時の詳細な状況を管理運営機関に報告していただきます。なお、故意に不正を行ったことが明らかな場合は、活動登録の取消及び参加者のポイント失効、交換品の返還請求を行う場合がありますので、ご注意ください。

問5-6 ポイントシール管理者は、参加者にいつポイントシールを渡せばよいですか？【6ページ】

ポイントの付与（ポイント台帳にポイントシールを貼付し日付を記入）は、原則として毎回の活動終了時に、参加者の活動実績に応じて行うこととなります。なお、ポイントシール管理者が欠席のときは、あらかじめ代理者を定めておき、活動当日にポイントを付与してください。

問5-7 参加者の出入り時間が確認できない時は、どうしたら良いですか？

概ね1時間以上の活動実績が確認できれば、ポイントを付与していただいて結構です。

## 6. ポイント台帳

問6-1 複数の登録団体に所属して活動していますが、この場合、ポイント台帳はそれぞれでもらうことになりますか？【8ページ】

ポイント台帳は、原則として1年度1人1冊です。

1冊の台帳に、それぞれの登録団体のポイントシール管理者から、毎回の活動終了時にポイントシールを貼付してもらいます。複数の登録団体に所属している場合は、どの団体からポイント台帳を配布してもらうか決めておき、台帳を1人で複数持つことがないように、ご注意ください。

問6-2 ポイントシールを貼っていたポイント台帳を紛失しました。今までもらったポイントはなるのでしょうか？【8ページ】

ポイント台帳を紛失した際は、紛失した本人またはポイントシール管理者が管理運営機関に再交付の申請をしてください。その際、紛失したポイント台帳のポイントは失効しますので、ご了承ください。

問6-3 ポイント台帳を紛失し、新しい台帳を再交付してもらった後に、紛失したポイント台帳が出てきました。この場合、両方の台帳でポイント交換の申請はできますか？【8ページ】

紛失したポイント台帳が見つかった場合は、同じ年度のポイントであれば合算することができますので、ポイント交換申請時にすべての台帳を提出してください。

問6-4 ポイントシールを貼っていたポイント台帳を汚してしまいました。交換をしてもらえますか？【8ページ】

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご使用ください。

使用できないほどポイント台帳が汚れたり、破れたりしてしまった場合は、ポイント事業受付窓口まで直接ご相談ください。

### 「ポイント台帳」と「ポイントシール」

#### ◎ ポイント台帳



#### ◎ ポイントシール

- ・ 地域貢献活動



- ・ 健康づくり活動



※ イラストは令和5年度の例です。

# Q & A

## 7. ポイント交換

問7-1 ポイント交換の申請方法を教えてください。【9ページ】

貯めたポイントを交換するためには、活動を行った本人が、年度単位（4月1日～翌年の3月31日）で、管理運営機関に「ポイント交換申請」を行います。なお、詳しいご案内については、毎年度末頃に活動団体の代表者などを通じてお渡しする予定です。

問7-2 ポイント交換の申請期間は、いつですか？【9ページ】

活動した年度（ポイント台帳やポイントシールに表示してある年度）の翌年度及び翌々年度の4月1日～9月30日です。

例えば、令和5年度活動分のポイント交換申請は、

- ① 令和6年4月1日～9月30日
  - ② 令和7年4月1日～9月30日
- のいずれかの期間に行うことができます。

問7-3 ポイント交換に上限はありますか？【8ページ】

ポイントは年度単位（4月1日～翌年の3月31日）で貯めますので、同じ年度の活動に対するポイント交換の上限も、ポイント付与と同様に50ポイントです。

問7-4 介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）が介護保険被保険者番号を記入する目的は？【9ページ】

ポイント事業は「高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり」の促進を目的に、介護保険料や公費などを財源として「介護保険事業」の目的に準じて事業を実施しています。このため、ポイント交換にあたっては、申請書に「介護保険被保険者番号」を記入していただくことにより、宇都宮市介護保険第1号被保険者であること及び介護保険料を完納していることを確認しています。

問7-5 介護保険料に滞納があった場合は、ポイント交換はできますか？【9ページ】

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、ポイント交換申請時（管理運営機関で受付けた日）に介護保険料滞納があった場合、希望する交換先にかかわらず、未納となっている介護保険料にポイント交換します。

問7-6 介護保険被保険者番号は、どこを見ればわかりますか？【9ページ】

介護保険被保険者証（青色）中、「被保険者」の「番号」欄に記載があります。  
詳しくは最下段の「介護保険被保険者証について」をご覧ください。

問7-7 ポイント交換申請時に、市外に転出している場合は、ポイント交換できますか？【9ページ】

ポイント交換申請時（管理運営機関で受付けた日）に、次の場合は交換できませんのでご注意ください。

- ・ 65歳以上の方 : 宇都宮市の介護保険第1号被保険者でない場合
- ・ 60歳以上65歳未満の方 : 宇都宮市に住民登録がない場合

問7-8 寄附の受入団体はどこですか？【9ページ】

ボランティアセンターで配布する「ポイント交換のご案内」の「寄附受入団体一覧」をご覧ください。「ポイント交換のご案内」は、毎年度末頃に活動団体の代表者などを通じてお渡しするほか、ボランティアセンターのホームページでもご覧になれます。

問7-9 貯めたポイントよりポイント交換数が少なく、ポイントに残りがあった場合、残りのポイントでもう一度交換申請を行うことはできますか？【9ページ】

ポイント交換は申請期間内に1回のみです。ポイントが残ってしまった場合でも再度申請することはできません。

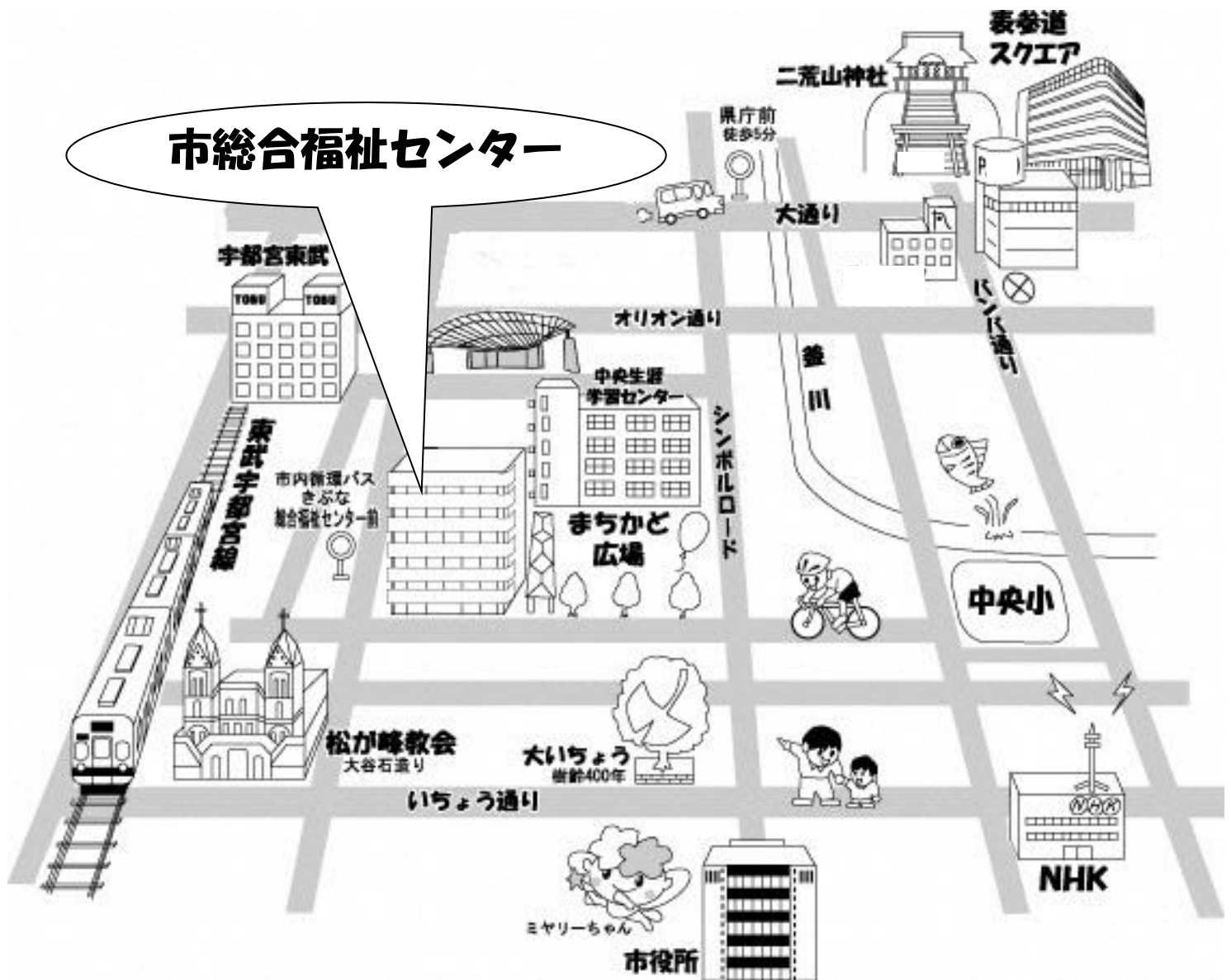
問7-10 ポイントの交換先を複数選択することは可能ですか？【10ページ】

貯めたポイントの範囲内で、交換先を複数選択することは可能です。ただし、貯めたポイント数よりポイント交換数の方が多い場合は、希望する交換先のうちポイント数が低いものから削除します。

「介護保険被保険者証」について

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

- 65歳になる前日までに郵送で交付されます。
- ポイント交換申請の際に、介護保険被保険者証に記載された「被保険者」の「番号」が必要です。
- 詳しくは高齢福祉課に直接お問い合わせください  
〔 介護保険料グループ：632-2909 〕



※ 駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。  
 自家用車でお越しになり駐車場が満車の場合は、近隣の有料駐車場などをご利用ください。

ポイント事業に関する問合せ先(申請や相談などの受付窓口)

管理運営機関

## 宇都宮市社会福祉協議会

〒320-0806 宇都宮市中央 1-1-15 宇都宮市総合福祉センター8階  
 ボランティアセンター内 ポイント事業受付窓口

電話:028-614-8011 FAX:028-614-8012

Email:[miya-vc@ap.wakwak.com](mailto:miya-vc@ap.wakwak.com)

ホームページは...

クリック!

宇都宮市社協 ボラセン

検索

午前9時00分～午後5時00分

(土日・祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日)